＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら

管理規程

株式会社　ケアあおもり

住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら

０３０－０９６２
青森市佃２丁目４番２９号
電話：０１７－７５２－１２００
FAX：０１７－７５２－１２００

管　理　規　程

（事業の目的）

第1条　　この規定は住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら　の入居契約書第５条による管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので入居者が充実、安定した生活を営む事ができる様、良好な生活環境を確保する事を目的とします。

（運営の方針）

第2条　　この事業所の運営の方針は、次の通りとします。

一　私達は、ご利用者を第一に終生、安心に暮らして頂ける住まいを提供し幸せを追求します。

一　私達は、働く事を通じて謙虚に学び合い、育ち合い、生きがいと誇りを持てる職場作りを目指します。

一　私達は、医療・福祉・家族の人達と関わりを持ち、介護・福祉を通じて地域社会に貢献します。

（施設の名称及び所在地）

第3条　　この事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

（１）　名称　：住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら

（２）　所在地：青森市佃２丁目４番２９号

（入居者定員及び居室数）

第4条　　この事業所の入居者定員及び居室数は次の通りとします。

（１）　入居者定員　：２５名

（２）　居　室　数　：２５室

（職員の配置状況）

第5条　　この事業所に勤務する職種、員数は次の通りです。

施設長・・・・・１名

介護員・・・・・１１名（内１人は常勤専従）

（共用部の使用時間）

第6条　　この事業所の共用部および使用時間は次の通りです。

（１）　共用部…食堂／面談コーナー、浴室、脱衣所、ランドリー、トイレ

（２）　使用時間…浴室、脱衣所は安全のため風呂の使用時間を午前８時～午後７時までとします。食堂／機能訓練室は午前６時～午後８時までとします。

その他の共用部は２４時間使用可とします。

（３） 利用方法…利用に当たっては相互互助の精神で使用願います。

（入居に当たっての留意事項）

第7条　　入居者に以下の行為があった場合、当事者に注意を促し、指導を行います。

（１） 共同生活の秩序、若しくは風紀を乱した場合。

（２） 共同生活住居（玄関・廊下・風呂・脱衣場・洗濯場・食堂・リビング）を清潔、整頓その他環境衛生に努めない場合。

（３） 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の利益を侵した場合。

（４） けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼした場合。

（５） 指定した場所以外で火気を用いた場合。

（６） 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出した場合。

（７） 退居にあたり敷金よりクリーニング費用を差引残金がある場合は返金します。

（費用及び利用料）

第8条　　家賃、水・光熱費、管理費、食費等は下記の通りです。

	家賃	水・光熱費	管理費	食費	合計
１日費用	１，０００円	４００円	３００円	１，３００円	３，０００円
１ヶ月費用（３０日の場合）	３０，０００円	１２，０００円	９，０００円	３９，０００円	９０，０００円

（１）入居時に敷金として、３０，０００円。

※敷金は、入居者が退居の際の居室のクリーニング費用等に要する費用です。
１ヶ月以内に退居する場合は敷金は返金いたします。

（２）暖房費（１１月～５月）　　２００円／日

（３）テレビを居室に持ち込みの場合、１日３０円を頂きます。

（４）冷蔵庫を居室に持ち込みの場合、１日３０円を頂きます。

（サービスの内容）

第9条　　施設は次のサービスを提供します。

（１）食事サービス

栄養及び入居者の心身の状況を考慮した食事を、一般の家庭生活に準じた適切な時間に提供します。

朝食　午前 7 時
昼食　午前 12 時
夕食　午後 5 時 30 分

入居者のし好調査を実施し、栄養士による入居者の希望に配慮した献立を作成するとともに、入居者の目の触れやすい場所に掲示します。

（２）健康管理

随時入居者の体温、脈拍、血圧を測定します。

入居者が一時的疾病等のため、介助が必要な場合には、通常の日常生活が行なえるよう配慮するとともに、医療機関での治療が必要な場合には、適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、照会、入退院の介助の紹介、緊急時の対応に努めます。

（３）安否確認・状況把握

入居者の安全を確認し、心身の状況や置かれている状況の把握に努めます。

（４）生活相談

プライバシーを守り、入居者やご家族の日常全般の相談に応じ、適切な助言や援助を行います。

（協力医療機関等の連携）

第10条　入居者の主治医以外のホームにおける助言及び必要な対処を協力医療機関が行います。

（１）協力医療機関　いしだ医院
（２）協力歯科医療機関　小川歯科

（金銭管理等）

第11条　原則として金銭、預金等の管理は入居者又は身元引受人で管理して頂きます。ただし、入居者本人が十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えない場合は、身元引受人より文書による承諾を得たときは、管理致します。

（成年後見人制度）

第12条　入居者及びその家族に対して、成年後見人制度並びに市町村又は社会福祉協議会等が行っている高齢者の財産保全に関する支援措置等の周知に努めます。

（緊急時、非常災害対策）

第13条　事故、災害及び急病、急傷、集団感染等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう職員の業務分担を明確にし、周知を徹底します。

火災、地震等の災害に備え消防計画等に基づき避難訓練を年２回実施します。

（運営懇談会）

第14条　　入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行う為、施設と入居者及びご家族や身元引受人、第三者的立場からなる「住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら　運営懇談会」をホーム内に設置します。

運営懇談会は「運営懇談会細則」により運営をします。(別紙１)

（苦情に対する対応）

第15条　　当事業所のお客様相談・苦情窓口

住所　　：青森市佃２丁目４番２９号
窓口の名称：住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら
電話　　：０１７－７５２－１２００
ＦＡＸ　　：０１７－７５２－１２００
受付時間　：午前９時から午後５時まで
休業日　　：土曜、日曜
担当責任者：安田真弥

又、当事業所以外に青森市健康福祉部介護保険課に相談、苦情を伝えることができます。

（医療）

第16条　　当ホームは、医療行為は実施致しません。

入居者に医療が必要な場合は各主治医、又は、各支援員と相談の上、受診・往診又は訪問看護等の必要な支援をします。

（管理規程の改定）

第17条　　この規定の改定については、運営懇談会の意見を聴取後にするものとします。

附則

平成２６年４月１日より施行
平成２７年３月１日より施行
平成２７年１０月１４日より施行
平成２８年３月１日より施行
平成２９年４月１日より施行
平成２９年９月１日より施行
令和４年１１月１日より施行

(別紙１)

住宅型有料老人ホーム　ガーデンテラス　きらら
運営懇談会　細則

１．目的

施設の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について、意見交換する場として設置します。

２．懇談会の構成

懇談会は施設を代表する職員、入居者及びご家族や身元引受人、第三者的立場にある者で構成されます。

３．懇談会の開催

① 懇談会は年１回開催します。但し、施設と入居者及びご家族及び身元引受人、第三者的立場が必要と認めた場合は、臨時懇談会を開催するものとします。
② 懇談会は施設長の名において徴集します。
③ 懇談会の議事進行は施設側にて行います。

４．議題

① 施設における入居者の状況。
② 利用料等の改定。
③ 管理規程、細則等の改定。
④ その他必要と認められた事項。

５．通知方法

懇談会の通知は原則として書面により連絡します。

６．議事録の作成

懇談会の議事については、議事録を作成し保存します。

７．施行日

平成２６年４月１日